

長浜バイオ大学利益相反ポリシー

(2017. 3. 9 制定)

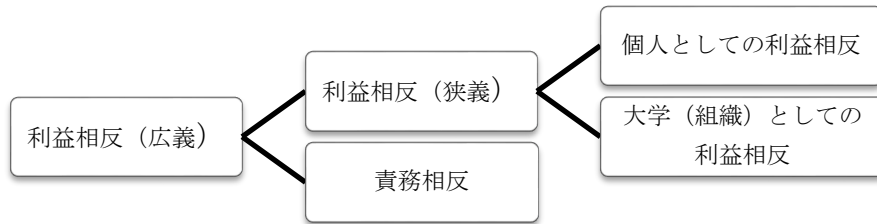
本学は、「平和とヒューマニズムを何よりも尊び、豊かな人間性と科学的合理性を兼ね備えた『行動する思考人』の育成」という教育理念のもと、教育及び研究の両面で数多くの成果を生み出すとともに、その活用により広く社会に貢献してきた。このような社会貢献は大学の基本的役割の一つであり、今後も組織として引き続き積極的に推進することは、本学に対する社会からのより一層の理解と支援を得る観点からも非常に重要な取り組みとして位置付けている。

一方、産学官連携を進める上で、大学や教職員が特定の企業等から正当な利益を得ること、あるいは特定の企業等に対し必要な範囲において正当な責務を負うことは妥当であるものの、企業等との関係で有する利益や責務が、本学で果たすべき教育及び研究上の責務と衝突する状況が生じうる。こうした状況が、いわゆる「利益相反」である。こうした状況によって、本学での本来の使命たる教育・研究や職務遂行がおろそかになってしまうことがあってはならない。

本学はこのような状況に対して、大学が「利益相反」をマネジメントし、本学が行う教育や研究への社会的信頼が損なわれないことを目的とし、合わせて、教員による産学官連携活動が公正かつ円滑に推進されることを目的として、次のとおり利益相反ポリシーを定める。

1. 利益相反の定義

利益相反を次のとおり定義する。



(1) 利益相反 (広義)

「狭義の利益相反」と「責務相反」の双方を含む概念をいう。

(2) 利益相反 (狭義)

教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益と教育・研究という大学における責任が衝突又は相反している状態をいう。

例えば、企業との共同研究により教員や企業が利益を得る。一方、共同研究に時間が費やされるために、当該教員の大学での教育・研究活動時間が減少し、その結果大学での教育・研究活動成果が減少する。この両者は相反する。教員が企業との共同研究に多くの時間を費やせば、必然的に、大学での研究・教育活動時間が減少するので、結果として「利益の相反」が生じる。

(3) 責務相反

教職員が企業などとの共同研究や兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っているため、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をいう。

例えば、教員が企業との共同研究に多くの時間を費やし、共同研究で定める責務を果たす。一方、それに伴い、大学における職務（研究・教育）の時間が減少することにより、大学での責務が果たされない。これらは相反する。

(4) 個人としての利益相反

教職員個人が産学官連携活動を通して得る利益と、教職員個人の大学における責任（研

究・教育)とが衝突又は相反している状態をいう。

(5) 大学(組織)としての利益相反

大学が組織として得る利益と、大学の社会的責任とが衝突又は相反している状態をいう。

2. 利益相反マネジメントの基本方針

- (1) 本学は、社会貢献という大学の使命に鑑み、産学官連携活動を積極的に推進する。
- (2) 本学は、産学官連携活動の過程で生じ得る利益相反が深刻な事態へと発展することを未然に防止するため、適切な利益相反マネジメントを行う。
- (3) 本学は、教職員からの申告に基づき、第三者が利益相反の疑念を抱くおそれのあるものについては、当該教職員に対して適切な助言、勧告等を行うことにより、その解消を図る。
- (4) 本学における利益相反マネジメントは、教職員の産学官連携活動を制限するものではなく、教職員の自主性を最大限に尊重するとともに、本学の社会的信頼を確保し、教職員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するためのものである。

3. 対象者

本ポリシーは本学の教職員を対象とし、教職員の産学官連携活動または兼業活動における次の事項を対象とする。ただし、それ以外の者に対しても、必要がある場合には対象とすることがある。

- (1) 教職員が産学官連携活動等または兼業活動に費やす時間が多く、その結果大学の職務遂行のために費やす時間が少なすぎると判断できる場合
- (2) 教職員が企業等から一定額以上の経済的利益を得る場合
- (3) 教職員が企業等から一定額以上の物品購入に関与する場合
- (4) 教職員が企業等から何らかの便益を供与される場合
- (5) 教職員が企業等の一定比率以上の株式等(出資金、ストックオプション等を含む)を保有する場合

4. 判断基準

産学官連携活動の過程で生じ得る利益相反の状態が、社会通念上妥当とされる範囲を逸脱し、大学の教育及び研究活動の公正さに疑念を生じさせるか否かを判断する基準は、次のとおりとする。

- (1) 教職員が、本学における職務よりも、個人的な利益を優先させていると客観的に判断される場合(個人としての狭義の利益相反)
- (2) 本学が、本学の社会的責任よりも、本学の利益を優先させていると客観的に判断される場合(大学(組織)としての狭義の利益相反)
- (3) 個人的な利益の有無に関わらず、教職員が本学の職務以外の活動を優先させて本学の職務がおろそかになっていると客観的に判断される場合(責務相反)

5. マネジメント体制

利益相反マネジメントに係る基本方針及び具体的事項の審議などを行うため、本学に利益相反委員会(COI委員会)を置く。COI委員会は、法令や本学の諸規程、本ポリシーに基づき、利益相反行為にかかる審査を行う。また、COI委員会は、教職員の利益相反に関する相談窓口としての役割も担う。

6. 説明責任

本学は、利益相反に関する情報を必要な範囲で学外に公表することで、社会に対する説明責任を果たす。

7. 個人情報等の保護

本学は、申告等により得られた利益相反に関する情報を適切に管理する。利益相反に関する情報を知り得た者は、正当な理由なく当該情報を他に漏らしてはならない。

8. その他

本ポリシーを運用するために必要な具体的取扱い事項については、「長浜バイオ大学利益相反マネジメント規程」として別に定める。

以 上